

行政訴訟「M」 東京高裁勝利判決！

本日13時10分から、東京高等裁判所第424号法廷において、会社が中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めた事件（「東京高等裁判所平成24年（行コ）第425号」）の控訴審＝行政訴訟「M」に対して、東京高等裁判所の裁判官は、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点を支持した組合側の勝利判決を下した。

そもそも、この事件は名古屋車両所分会が2006年2月愛知県労働委員会に「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」として救済申立を行い、その結果、2005年5月22日から同年9月12日までに会社が撤去した組合掲示物9点中9点を「労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」と、中央労働委員会は組合掲示物9点中7点に対して救済命令を下した。しかし、会社側は中央労働委員会の命令を不服として、国を相手に東京地方裁判所に「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として訴え「棄却」された。さらに会社は、東京地方裁判所の判決を不服として東京高等裁判所に訴えたが、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点を支持した組合側の勝利判決を下した。

この行政訴訟「M」の以前に、会社による「組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去」に関する事件は、すでに新幹線関西地本内で4件が最高裁判所から組合側勝利の「上告受理棄却」の決定が下されている。

会社は、東京高等裁判所の判決内容を真摯に受け止め、上告を断念し、直ちに本社玄関前、職場庁舎玄関前に謝罪文を掲出するとともに、JR東海労中央本部、新幹線関西地方本部、名古屋車両所分会に対して誠実に謝罪するべきである。

これまでの最高裁判所の判決を重く受け止め、
上告を断念し、直ちに組合へ謝罪せよ！！

